

新聞の 訪問販売に注意!

契約
トラブルが
発生
しています

◆自宅に**新聞の勧誘員**が訪問してきた。「一度だけでいいので契約してほしい。」と何度も言われ断り切れず契約してしまった。(30代女性)

◆1か月前、訪問してきた新聞の勧誘員に「いつでも解約できる」と言われ、契約をした。昨日販売店に「解約をしたい。」と連絡したが、「クーリング・オフ期間は過ぎている。3か月の契約期間が過ぎないと解約はできない。」と言われた。(60代女性)



「新聞の訪問販売」

インターネットの普及により新聞離れが著しいと言われていますが、**訪問販売による新聞購読契約のトラブル**は後を絶ちません!

ポイント

■訪問販売で新聞の購読契約をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば**クーリング・オフ**(無条件解約)ができます。ただし、クーリング・オフ期間が経過すると、新聞が配達される前であっても原則一方的に解約はできません。

■契約の際、勧誘員が「いつでも解約できる」等、**虚偽の説明をした場合**や、**断っているのに帰ってくれない**ので仕方なく契約した場合は、問題点を伝えて契約を解除できることもあります。

■長期間に及ぶ購読契約には注意が必要です。自身の健康状態や経済状況が変わる可能性もあります。自分の生活の見通しの立つ範囲で契約することが大切です。

 特殊詐欺対策機器(電話機、外付けアダプター)の購入などに各種補助金制度があります。詳しくは飯田市消費生活センターにお問い合わせください。



消費生活センター

飯田市消費生活センター 消費者ホットライン
☎0265-22-4530 [局番なし]188(いやや!)

発行元 飯田市消費生活センター(飯田市役所内)

早めに
相談
しましょう!